

本原原発第5号
令和4年5月11日

原子力規制委員会 殿

名古屋市東区東新町1番地
中部電力株式会社
代表取締役社長 林 欣吾
社長執行役員

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書の
一部補正について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の24第1項の規定に基づき、令和4年2月9日付け本原原発第32号をもって変更認可を申請した浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書について、下記のとおり一部補正致します。

記

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書の別添（1）「浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 変更前後比較表（第1編）」及び別添（2）「浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 変更前後比較表（第2編）」について、以下のとおり一部補正する。

- ・別添（1）を添付1のとおり一部補正する。
- ・別添（2）を添付2のとおり一部補正する。

以上

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書の
別添（1）「浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 変更前後比較表（第1編）」の
補正前後比較表

別添（１）「浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 変更前後比較表（第１編）」の補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前（「変更前後比較表（第１編）」の変更後欄）	補正後（「変更前後比較表（第１編）」の変更後欄）	備考
3/54	第５条	<p>(18) <u>エンジニアリング部長は、安全・系統管理課長、共通設計課長、設計調達課長及び原子燃料課長の所管する業務を統括する。</u></p> <p>(19) <u>安全・系統管理課長は、原子力安全管理の総括、プラント技術の総括及び原子炉施設の施設管理の総括（<u>保守管理課長が所管する業務を除く。</u>）に関する業務を行う。</u></p> <p>(20) <u>共通設計課長は、火災、溢水、自然現象に関する防護設計及び高経年化技術評価の総括に関する業務を行う。</u></p> <p>(21) <u>設計調達課長は、原子炉施設の設計管理及び調達管理に関する業務（<u>土木課長及び建築課長が所管する業務を除く。</u>）を行う。</u></p> <p>(22) 原子燃料課長は、燃料管理及び炉心管理に関する業務を行う。</p> <p>(23) 保守部長は、<u>保守管理課長、機械保守課長及び電気保守課長の所管する業務を統括する。</u></p> <p>(24) <u>保守管理課長は、原子炉施設のうち、機械設備、電気関係設備及び計測関係設備の保全の総括に関する業務を行う。</u></p> <p>(25) <u>機械保守課長は、原子炉施設のうち、機械設備の保全の実施（設計調達課長が所管する業務を除く。）及び保全の結果の確認・評価に関する業務を行う。</u></p> <p>(26) <u>電気保守課長は、原子炉施設のうち、電気関係設備及び計測関係設備の保全の実施（設計調達課長が所管する業務を除く。）並びに保全の結果の確認・評価に関する業務を行う。</u></p> <p>(27) 土木建築部長は、土木課長及び建築課長の所管する業務を統括する。</p> <p>(28) 土木課長は、原子炉施設のうち、土木関係設備の施設管理に関する業務を行う。</p> <p>(29) 建築課長は、原子炉施設のうち、建築関係設備の施設管理に関する業務を行う。</p> <p>(30) 廃止措置部長は、<u>廃止措置計画課長及び廃止措置工事課長の所管する業務を統括する。</u></p> <p>(31) 原子力研修センター所長は、所員の保安教育の実施計画及び報告に関する業務を行う。</p>	<p>(18) <u>エンジニアリング部長は、安全・系統管理課長、共通設計課長、設計調達課長及び原子燃料課長の所管する業務を統括する。</u></p> <p>(19) <u>安全・系統管理課長は、原子力安全管理の総括、プラント技術の総括及び原子炉施設の施設管理の総括（<u>保守管理課長が所管する業務を除く。</u>）に関する業務を行う。</u></p> <p>(20) 共通設計課長は、<u>原子炉施設の施設管理のうち、</u>火災、溢水、自然現象に関する防護設計及び高経年化技術評価の総括に関する業務を行う。</p> <p>(21) 設計調達課長は、原子炉施設の<u>施設管理のうち、</u>設計管理及び調達管理に関する業務（土木課長及び建築課長が所管する業務を除く。）を行う。</p> <p>(22) 原子燃料課長は、燃料管理及び炉心管理に関する業務を行う。</p> <p>(23) 保守部長は、<u>保守管理課長、機械保守課長及び電気保守課長の所管する業務を統括する。</u></p> <p>(24) 保守管理課長は、原子炉施設の<u>施設管理のうち、</u>機械設備、電気関係設備及び計測関係設備の保全の総括に関する業務を行う。</p> <p>(25) 機械保守課長は、原子炉施設の<u>施設管理のうち、</u>機械設備の保全の実施（設計調達課長が所管する業務を除く。）及び保全の結果の確認・評価に関する業務を行う。</p> <p>(26) 電気保守課長は、原子炉施設の<u>施設管理のうち、</u>電気関係設備及び計測関係設備の保全の実施（設計調達課長が所管する業務を除く。）並びに保全の結果の確認・評価に関する業務を行う。</p> <p>(27) 土木建築部長は、土木課長及び建築課長の所管する業務を統括する。</p> <p>(28) 土木課長は、原子炉施設のうち、土木関係設備の施設管理に関する業務を行う。</p> <p>(29) 建築課長は、原子炉施設のうち、建築関係設備の施設管理に関する業務を行う。</p> <p>(30) 廃止措置部長は、<u>廃止措置計画課長及び廃止措置工事課長の所管する業務を統括する。</u></p> <p>(31) 原子力研修センター所長は、所員の保安教育の実施計画及び報告に関する業務を行う。</p>	<p>・施設管理に関する業務に関して、変更前の関係課長の保安に関する職務との関係を明確化（変更後の関係課長の保安に関する職務に「原子炉施設の施設管理のうち、」を明記）</p>

（注）補正箇所を網掛けで示す。なお、補正箇所表示は、補正事項に含まない。

浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書の
別添（2）「浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 変更前後比較表（第2編）」の
補正前後比較表

別添（２）「浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 変更前後比較表（第２編）」の補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前（「変更前後比較表（第２編）」の変更前欄）	補正後（「変更前後比較表（第２編）」の変更前欄）	備考
1/11	第４条	<p>(保安に関する組織)</p> <p>第４条 発電所の保安に関する組織は、図４のとおりとする。</p> <p>[中略]</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>(発電所)</p> </div> <p>図４(２) 保安に関する組織（浜岡原子力総合事務所及び発電所）</p>	<p>(保安に関する組織)</p> <p>第４条 発電所の保安に関する組織は、図４のとおりとする。</p> <p>[中略]</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>(発電所)</p> </div> <p>図４(２) 保安に関する組織（浜岡原子力総合事務所及び発電所）</p>	<p>・記載の適正化 （当初申請のうち、図４(２)において誤記があるため修正)</p>

(注) 補正箇所を網掛けで示す。なお、補正箇所表示は、補正事項に含まない。

別添（２）「浜岡原子力発電所原子炉施設保安規定 変更前後比較表（第２編）」の補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前（「変更前後比較表（第２編）」の変更後欄）	補正後（「変更前後比較表（第２編）」の変更後欄）	備考
1/11	第４条	<p>(保安に関する組織)</p> <p>第４条 発電所の保安に関する組織は、図４のとおりとする。</p> <p>[中略]</p> <div data-bbox="409 464 1448 1780" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>(発電所)</p> </div> <p>図４（２） 保安に関する組織（浜岡原子力総合事務所及び発電所）</p>	<p>(保安に関する組織)</p> <p>第４条 発電所の保安に関する組織は、図４のとおりとする。</p> <p>[中略]</p> <div data-bbox="1537 464 2576 1780" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>(発電所)</p> </div> <p>図４（２） 保安に関する組織（浜岡原子力総合事務所及び発電所）</p>	<p>・記載の適正化（当初申請のうち、図４（２）において誤記があるため修正）</p>

(注) 補正箇所を網掛けで示す。なお、補正箇所表示は、補正事項に含まない。